

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区健康診査・がん検診業務等の委託について（一部変更）
--------	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

## 事業の概要

事業名	健康診査（成人健康診査）・健康診査（がん検診）
担当課	健康づくり課
目的	区民の健康の保持及び増進を図り、対象者への確かつ迅速に対応するため
対象者	<p>1 健康診査</p> <p>① 16歳から39歳までの区民（勤務先、学校等において受診機会のある者を除く。）</p> <p>② 40歳から74歳までの区民（新宿区国民健康保険被保険者又は生活保護等受給中の者に限る。65歳以上の東京都後期高齢者医療保険加入者を除く。）</p> <p>③ 75歳以上の区民（東京都後期高齢者医療保険の加入者（65歳以上の加入者を含む。）又は生活保護等受給中の者に限る。）</p> <p>2 がん検診</p> <p>① 胃・大腸・肺がん検診：40歳以上の区民</p> <p>② 子宮頸がん検診：20歳以上の女性区民</p> <p>③ 乳がん検診：40歳以上の女性区民</p> <p>④ 前立腺がん検診：50歳以上の男性区民</p>
事業内容	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>① 委託業務（資料13-1）</p> <p>区では、区民の健康保持及び生活習慣病予防のため、新宿区医師会のほか各医療機関に健（検）診業務を委託し、実施している。</p> <p>区における結核の罹患率が若年層においても中高年と同程度である状況を踏まえ、結核対策として若年層（16歳から39歳まで）の希望者に対し、平成29年度より、胸部エックス線検査を追加実施する。</p> <p>また、国が自治体の実施する検診について定めた「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が平成28年2月に改正されたことを受け、区においても、改めてがん検診の項目を見直した。その結果、平成29年度より、胃がん検診において、50歳以上に胃内視鏡検査を導入し、現行の胃部エックス線（バリウム）検査との選択を可能とすることとする。また、その他のがん検診についても、対象年齢や検診内容を指針に沿って変更して実施する。</p> <p>健（検）診の実施にあたっては、委託を継続し、実施する。</p> <p>② 委託医療機関</p> <p>(1) 新宿区医師会</p> <p>(2) 中野区医師会</p> <p>(3) 新宿区医師会に所属しない区内医療機関（区と個別に契約）</p> <p>③-1 健康診査の実施の流れ（資料13-2）</p> <p>(1) 区は、希望する対象者に健診票を発行する。</p> <p>(2) 対象者は、上記②の各委託医療機関（以下「医療機関」という。）に予約等の上、(1)の健診票を持参し、受診する。</p> <p>(3) (2)により受診した者は、受診先の医療機関から、直接、受診結果の通知を受ける。</p> <p>(4) 医療機関は、健康診査の実施後、当該実施に係る健診票を新宿区医師会を経由して区に提出する。</p> <p>(5) <u>医療機関は、上記「40歳から74歳までの区民」（新宿区国民健康保険被保険者）及び「75歳以上の区民」（東京都後期高齢者医療保険の加入者（65歳以上の加入者を含む。））の健診票の結果等を電子データで作成し、区に提出する。</u></p> <p>(6) 区は、(4)及び(5)により提出された健診票及びデータに基づき、受診者実績を集計し、データを管理する。</p> <p>(7) 区は、医療機関に対し、健診の実施に係る委託料を支払う。</p>

③-2 がん検診の実施の流れ（資料13-2）

- (1) 区は、希望する対象者に検診票を発行する。
- (2) 対象者は、医療機関に予約等の上、(1)の検診票を持参し、受診する。
- (3) (2)により受診した者は、受診先の医療機関から、直接、受診結果の通知を受ける。
- (4) 医療機関は、がん検診の実施後、当該実施に係る検診票を新宿区医師会を経由して区に提出する。
- (5) 区は、(4)により提出された検診票に基づき、区が受診者実績を集計し、管理する。
- (6) 区は、医療機関に対し、検診の実施に係る委託料を支払う。

④ 受診見込者数（延）

① 健康診査

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 16歳から39歳まで | 約2,900人  |
| (2) 40歳から74歳まで | 約20,000人 |
| (3) 75歳以上      | 約12,600人 |

- |              |          |
|--------------|----------|
| ② がん検診       | 約86,000人 |
| うち、胃内視鏡検査対象者 | 約3,000人  |

2 印字封入封かん業務（資料13-2）

健康診査・がん検診の受診の際には、健康診査票や希望のがん検診票が必要となる。また、胃内視鏡検査の導入に伴い、検診票が追加される。

毎年度の当初、受診勧奨としてまとめて（10万通超）対象者に送付している。短期間のうちに、迅速かつ効率的に事務処理を行うため、委託により実施している。

なお、16歳から39歳までの区民に対しては、平成27年度より過去3年の健康診査受診歴のある者に一斉発送を実施している。

平成26年度までは、30歳及び35歳にのみ一斉に発送していたが、区民の受診希望の問合せが多く、また、年に一度、定期的に健康診査を受診してもらい、40歳からの特定健康診査への定着を図ることから、16歳から39歳までに拡大して実施することとした。

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

## 件名 新宿区健康診査・がん検診業務等の委託について (一部変更)

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査(成人健康診査)・健康診査(がん検診)
委託先	<p>1 健康診査・がん検診業務</p> <p>① 新宿区医師会 ② 中野区医師会 ③ 新宿区医師会に所属しない区内医療機関</p> <p>2 印字封入封かん業務 トッパン・フォームズ(株) ※プライバシーマーク取得事業者</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 健康診査・がん検診業務 《委託先に提供する情報》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者等記号番号、生年月日、性別、生活保護等受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額 《委託先に処理させる項目》 健診結果、問診結果、対象者の希望したがん検診の実施結果</p> <p>2 印字封入封かん業務 《委託先に提供する情報》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者等記号番号、生年月日、性別、生活保護受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額 《委託先に処理させる項目》 郵便番号、住所、氏名、受診番号、生年月日、性別、自己負担金額</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	<p>1 健康診査・がん検診業務 健康診査・がん検診業務の実施に際しては、医療機関が担うこととされているため 上記委託先は、健康診査・がん検診業務の実施に際しては、医療機関が担うこととされているため、本業務の委託先とした。</p> <p>2 印字封入封かん業務 毎年度の当初、受診勧奨としてまとめて(10万通超)対象者に送付している。短期間のうちに、迅速かつ効率的に事務処理を行うため、委託により実施している。 上記委託先は、入札により事業者を決定した。</p>
委託の内容	<p>1 健康診査・がん検診業務 資料13-1のとおり</p> <p>2 印字封入封かん業務</p> <p>① 対象者データに基づく各種健(検)診票の作成 ② 提供した対象者に係る必要項目(郵便番号、住所、氏名、受診番号、受診券整理番号、被保険者等記号番号、生年月日、性別、生活保護受給の有無、電話番号、肝炎受診歴、自己負担金額)の印字 ③ 対象者ごとに封入封かん ④ 封入封かん後の郵便物、残部帳票(印字のないもの)の納品と提供した対象者データの返却</p>
委託の開始時期及び期限	<p>1 健康診査・がん検診業務 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで(一部変更後)(以降継続)</p> <p>2 印字封入封かん業務 平成29年4月1日から平成29年6月9日まで(一部変更後)(次年度以降、同時時期に実施)</p>

<p>委託にあたり区が行う情報保護対策</p>	<p><u>1 健康診査・がん検診業務</u></p> <p>① 契約にあたり、下記のとおり「特記事項」を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿区医師会及び中野区医師会用 別紙1 (区 (甲)、医師会 (乙)、医師 (丙)) 別紙2 (区 (甲)、医師会 (乙)、医師 (丙)、検査機関・データ入力機関 (丁※))</li> <li>・新宿区医師会に所属しない区内の医療機関用 別紙1 (区 (甲)、医療機関 (乙)) 別紙2 (区 (甲)、医療機関 (乙)、検査機関・データ入力機関 (丙※))</li> </ul> <p>※ 検査機関及びデータ入力機関は、「再委託の受託者」である。</p> <p>② 委託にあたり区が提供した情報データは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等に基づいた適正な処理を行うよう徹底する。</p> <p>③ 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理と保管状況の確認を行う。</p> <p><u>2 印字封入封かん業務</u></p> <p>① 契約にあたり、別紙5の「特記事項」を付す。</p> <p>② 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理と保管状況の確認を行う。</p> <p>③ 業務終了後、提供した情報を返却させる。</p>
<p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p>	<p><u>1 健康診査・がん検診業務</u></p> <p>① 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告させる。</p> <p>② 委託先に、新宿区セキュリティポリシーおよび新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</p> <p>③ 受診者に係る情報は施錠できる金庫 (キャビネット) に保管させる。</p> <p>④ 再委託にあたっては、臨床検査の専門機関としての登録及びプライバシーマークを取得している事業者にも再委託させる。</p> <p>⑤ 委託に当たり区が提供した情報データは特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等に基づいた適正な処理をさせる。</p> <p><u>2 印字封入封かん業務</u></p> <p>① 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告させる。</p> <p>② 委託先に、新宿区セキュリティポリシーおよび新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</p> <p>③ 提供された情報は、施錠できる金庫 (キャビネット) に保管させる。</p> <p>④ 区が提供し、取得した情報の運搬には簡易書留などを利用、鍵付ケースに入れ複数で運搬するなどの措置を講じさせる。</p> <p>⑤ 電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。</p> <p>⑥ 委託にあたり提供した個人情報データは納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、  
重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)…報告事項

## 件名 新宿区健康診査・がん検診業務(検体検査業務及び電子データ化業務)に係る再委託について

保有課(担当課)	健康づくり課
登録業務の名称	健康診査
委託先(再委託先)	<p>【委託先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新宿区医師会</li> <li>・ 中野区医師会</li> <li>・ 新宿区医師会に所属しない区内医療機関</li> </ul> <p>【再委託先】</p> <p>1 検体検査業務 検査機関</p> <p>2 電子データ化業務 データ入力機関</p> <p>※ 新宿区医師会及び中野区医師会 ⇒ 株式会社日比谷情報サービス(プライバシーマーク取得事業者)</p> <p>※ 区内医療機関 ⇒ 未定</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 検体検査業務 《委託先に提供する情報》 氏名、生年月日、性別</p> <p>2 電子データ化業務 《委託先に提供する情報》 郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、電話番号、 受診券整理番号、生年月日、性別、後期高齢者被保険者等記号番号、 健診結果、問診結果</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体
再委託理由	<p>1 検体検査業務 上記の各委託先が、検体検査業務を実施できない場合があるため</p> <p>2 電子データ化業務 上記の各委託先が、電子データ化業務を実施できない場合があるため</p>
再委託の内容	<p>1 検体検査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血液、尿、喀痰、便、病理細胞などに関する検査</li> <li>・ 医療機関への検査結果の報告</li> </ul> <p>2 電子データ化業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問診結果・健診結果のデータ化</li> <li>・ 区へデータの納品</li> </ul>
再委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで(以降継続)
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>1 検体検査業務・電子データ化業務</p> <p>① 契約にあたり、下記のとおり「特記事項」を付す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新宿区医師会及び中野区医師会用 別紙1(区(甲)、医師会(乙)、医師(丙)) 別紙2(区(甲)、医師会(乙)、医師(丙)、検査機関・データ入力機関(丁※))</li> <li>・ 新宿区医師会に所属しない区内の医療機関用 別紙1(区(甲)、医療機関(乙)) 別紙2(区(甲)、医療機関(乙)、検査機関・データ入力機関(丙※))</li> </ul> <p>※ 検査機関及びデータ入力機関は、「再委託の受託者」である。</p> <p>② 必要に応じ、区職員が立入り調査を行い、個人情報の管理と保管状況の確認を行う。</p> <p>③ 再委託に当たり区が提供した情報データは、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等に基づき適正に処理するよう徹底する。</p>

<p>再受託事業者に行わせる 情報保護対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、報告させる。</li> <li>2 再委託先に、新宿区セキュリティポリシーおよび新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</li> <li>3 再委託にあたっては、プライバシーマークを取得している事業者に再委託させる。</li> <li>4 提供された情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</li> <li>5 委託先から再委託先へ情報を送付する際には、簡易書留などによる方法をとらせる。</li> <li>6 再委託先から委託先へ情報を送付する際には、鍵付ケースに入れたものにより、直に運搬させるなどによる方法をとらせる。</li> <li>7 電磁的媒体の処理に際しては、使用者を制限させる。</li> <li>8 再委託にあたり区が提供した個人情報データは納品時に返却させ、電子計算機に記録された個人情報は消去させる。</li> </ol>
-------------------------------	--